

平成25年度原子力規制委員会

第2回会議議事録

平成25年4月10日（水）

原子力規制委員会

平成25年度 原子力規制委員会 第2回会議

平成25年4月10日

9:30～12:00

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所における中間貯水槽からの漏えい及び最近の事故・トラブルを踏まえた対応について
- (2) 原子力安全基盤機構の中期計画及び業務方法書の変更について
- (3) 原子力安全基盤機構の原子力規制委員会への提言等に係る基本方針等について
- (4) 原子力災害対策指針（改定原案）について
- (5) 安全目標について
- (6) 原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備等に関する原子力規制委員会規則案等について

○田中委員長

それでは、これから原子力規制委員会の平成25年度第2回会議を行います。

本日は、大島委員がIAEA（国際原子力機関）国際会議に出席のため、カナダに出張されており、欠席です。

それでは、議題に入ります。最初の議題は「東京電力福島第一原子力発電所における地下貯水槽からの漏えい及び最近の事故・トラブルを踏まえた対応について」です。これは、4月5日に発生した福島第一原発における地下貯水槽からの漏えいについて報告を受け、また、最近、福島第一原発で事故・トラブルが頻発していることについて、対応を検討したいと思います。古金谷事故対処室長、金城福島第一原発事故対策室長から御説明をお願いします。

○古金谷原子力防災課事故対処室長

今、御紹介いただきました事故対処室長の古金谷でございますけれども、資料に基づきまして御説明したいと思います。

まず、資料1-1を御覧ください。これは、今、委員長からお話がありました4月5日以降に発生しております地下貯水槽での漏えい事象についての御説明、御報告でございます。資料1-2で準備をしておりますが、最近、事故が頻発しておりますので、福島第一での事故・トラブルへの対応について御議論いただきたいということで、資料1-2を準備しております。では、御説明させていただきます。

まず、資料1-1でございますが、今回の漏えい事象、漏えいトラブルの概要でございます。まず、昨日までに、地下貯水槽、これは福島第一原発には全部で7つございますけれども、そのうちの3つで漏えいが確認されているということでございます。時系列で順を追って簡単に御紹介したいと思います。

まず最初に漏えいが見つかったのが、ナンバー2という番号を打たれている地下貯水槽でございます。これは4月3日ごろから少し異常が確認されていたところでございますけれども、4月5日、2つ目の○でございますけれども、この貯水槽の3層構造になっている一番外側の層の内側で水を採取して分析したところ、5.8掛ける10の3乗ベクレル・パー・立方センチメートル（ $5.8 \times 10^3 \text{ベクレル/cm}^3$ ）の放射能濃度が検出されたということで、漏れていると判断されているものでございます。漏えい量につきましては、東京電力では、最大120立米（120 m^3 ）ということで推定をしております。これが1つ目の漏えいでございます。

2つ目としましては、その隣接するナンバー3の貯水槽からの漏えいです。これは、4月6日に同じように水を採取して分析したところ、3層構造の外側で1.8掛ける10のマイナス1乗（ $1.8 \times 10^{-1} \text{ベクレル/cm}^3$ ）、一番外側の層のシートの内側で1.8掛ける10の3乗ベクレル（ $1.8 \times 10^3 \text{ベクレル/cm}^3$ ）の放射能濃度が検出されて、漏えいしているとされているものでございます。

それから、3番目といたしましては、これは昨日のことでございますけれども、ナンバ

ー1と言われているものからの漏えいでございます。ベクレルといたしましては、外側のシートで1掛ける10の4乗ベクレル・パー・立方センチメートル (1.0×10^4 ベクレル/cm³) の放射能濃度。この資料では、一番外側のドレン水の濃度は検出限界値未満と書いておりますが、今朝方入った東京電力からの情報では、1.1掛ける10のマイナス1乗ベクレル・パー・立方センチメートル (1.1×10^{-1} ベクレル/cm³)、ほぼナンバー3の貯水槽と同レベルの放射能濃度が検出されているということでございます。

こういった貯水槽の漏えいが続いておるわけですけれども、東京電力では、これまで、まず、ナンバー2、最初に見つかったタンクからの移送は開始しておりました。これは見つかった4月5日以降、6日から移送を開始しております。

2ページ目を御覧ください。順調に移送の容量も増やして移送していたところでございます。この移送先というのが、一番上の○に書いております2つの貯水槽、ナンバー6とナンバー1という貯水槽でございまして、ナンバー1にはこれまで汚染水が入っていなかったのですけれども、移送するというので、ナンバー1の貯水槽に水を入れていたところ、先ほど申し上げましたように、4月9日、昨日でございますが、ナンバー1でも漏えいが確認されたとなっております。これを踏まえまして、ナンバー1の移送は停止しているという状態が現在でございます。

それから、ナンバー3の漏えいに関しましては、ナンバー2の貯水槽に比べますと、比較的外部に出ているものがまだ少量ではないかということから、移送という作業は行っておらず、今、サンプリング、あるいは水位の測定、そういったところで監視を強化しているという状況でございます。東京電力では、本日から移送を開始する予定ではございましたけれども、それが実際実施されるかどうかについては、今のところ未定でございます。

あと、こういった漏えいが7つあるほかの地下貯水槽にも及ぶおそれがあるということもございまして、監視の強化をとっております。従来、地下貯水槽では大体週1回ぐらいの程度でサンプリングをして、水の放射能濃度の分析を行っておりましたけれども、これを毎日2回ということで、頻度を増やして異常が拡大していないかどうか等確認をしているということでございます。

それから、この貯水槽が3つ、漏えいしているところが並んで存在しておるわけですけれども、そこから100メートルほど下流側、海側でボーリング調査を行って漏れた放射性物質を含む水が下流に拡大して海に流れ込まないようにということで、ボーリングをして、今後、水質、土壌の分析を行う予定でございます。

私ども規制委員会／規制庁としての対応は、3のところに書いておりますけれども、4月5日の夜、事業者からの連絡を受けた後、直ちに委員長にも御連絡をして、その指示のもとで対応しております。具体的には、事業者、あるいは現地の検査官、規制事務所の検査官から情報収集を行うとともに、監視の強化や拡散範囲の評価など、必要な対応を東京電力に要請してございます。

現地の検査官におきましても、情報収集を図るとともに、汚染水の移送、あるいは7日

には地下貯水槽全てが使用できない場合、こういった移送先があるのか検討するようという指示も行ってございます。

また、7日には、委員長からの指示ということで、東京電力に対して、貯水槽、それから、漏えいした汚染水のモニタリングをしっかりと行うこと、それから、万が一にも汚染水が海洋などの敷地外へ流出しないように万全の策を講じることという指示も行ってございます。

同じく7日の夕刻には、私ども規制庁の担当審議官から東京電力に対して、こちらに書いておりますような監視、あるいは原因究明等々の指示も行っているところでございます。

8日には、更田委員に相澤東京電力副社長と面談いただきまして、これまでの推定にとらわれず原因究明をしっかりと行う、それから、モニタリングや漏えい水の拡散評価を適切に行う、現場の職員の負担軽減のための体制強化を検討すること等を指導してございます。

こういったことをこれまで私どもで取り組んできているところでございますけれども、今後の対応といたしましては、当然、これから原因究明、それから、対策、特に貯水槽の管理、汚染水の管理を今後どうしていくかということについて、東京電力で検討を行うことになっておりますので、そういった東京電力の対応につきまして、私どもでしっかりと確認していく。福島第一原子力発電所の様々な計画の評価を行っております特定原子力施設監視・評価検討委員会等を用いて確認していきたいと考えてございます。

さらに、最後でございまして、福島第一原子力発電所で事故が頻発しておりますので、こういったことを受けて、規制委員会／規制庁としてどのような対応をするのかということについても検討してまいりたいということでございます。この件については、資料1-2に記載がございまして。

○田中委員長

では、引き続きお願いします。

○古金谷原子力防災課事故対処室長

続きまして、資料1-2は金城室長から説明をします。

○金城東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

それでは、資料1-2に基づきまして、金城から御説明をさせていただきます。

まず、資料1-2に入る前に、2ページ目の別紙を御覧いただけますでしょうか。3月18日の停電に伴うプール代替冷却システムの停止に端を発しまして、4月に入りましてトラブルが続いております。4月3日、4月4日と1件ずつ、ダストモニタの警報発生、4月4日には、この前、試験運転を開始しました多核種除去設備の誤動作といったものがございました。4月5日には集中して4件ぐらいのトラブルがございまして、ヒータの一時停止とか、また、使用済燃料プール、3号機のもので停電で停止したり、先ほどありました連続ダストモニタの警報の発生といったものもございまして、めくっていただきまして、最後は、今、古金谷室長から説明のありました地下貯水槽からの汚染水の漏えいといったことがございました。また、週が明けてからも、シルトフェンスの切断といったものが5、

6号機取水口付近のシルトフェンスでございました。

最初のページに戻らせていただきますけれども、そういった形でトラブルが頻発してございます。全ての事故・トラブルにつきまして原因が明らかになっているわけではありませぬけれども、設備の故障、一方で不備といったものもあるかと思えます。誤操作、仮設設備の管理不足など、直接的な原因はいろいろございます。

この発電所では、平成23年3月の事故発生直後に緊急的に整備しました仮設設備の信頼性といったものが問題視されまして、これまでも本設設備への切りかえ、多重化といった信頼性向上に取り組んできたところでもありますけれども、今、トラブルがこういった形で頻発していることを踏まえますと、その取組は十分ではなく、設備面だけでなく、組織運営管理上の脆弱性も存在するものと考えられます。その一方で、廃炉に向けた対応というものは長期にわたります。そういったことも踏まえますと、今後また、経年劣化とか、そういった問題も露わになってくるかとも思えます。

こういった廃炉に向けた作業を円滑に進めるためには、事故・トラブルにつながる潜在リスク、安全上の課題といったものを持続的な取組でもって改善を図ることが不可欠になるかと思えます。

一方で、そういった状況を踏まえまして、リスクの軽重、監視・評価検討会でもいろいろと議論をしているところでもありますけれども、そういったリスクのあり方に応じた効率的なリソース配分も必要かと考えております。

そういった中で、原子力規制委員会／規制庁も、特定原子力施設といったものを指定して、法的な枠組みの中で安全性の確認を今後行うこととなりますけれども、停電事象をはじめ、いろいろとお騒がせしているものも踏まえまして、地域住民の目線に立って、透明性と説明責任を十分に果たすことが求められる中、また、法的な枠組みの中では、我々の方から実施計画の変更命令など、積極的な措置をとることも可能ですので、今、挙げられたような課題に取り組むに当たりまして、原子力規制委員会／規制庁としまして、以下の論点に関して検討が必要かと考えてございます。2つございます。

1つ目に、設備の信頼性向上や廃炉に向けた作業体制の充実強化のために、一義的には事業者に対して継続的な改善を求めるといったこともございますけれども、それらを確実なものとするために、いろいろな法的な枠組み等も含めまして、原子力規制委員会／規制庁としての対応の強化といったものの検討が必要かと思えます。

一方で、今後も当然発生し得る事故・トラブルに対しましては、現地検査官の対応や情報発信につきまして、原子力規制委員会／原子力規制庁としての対応の強化が必要と考えてございます。いろいろと御審議方、よろしく申し上げます。

○田中委員長

まだ水漏れの事故は続いておりますけれども、これについて、今、御報告をいただきました。それについて、各委員の御意見を申し上げます。

更田委員、いかがですか。

○更田委員

規制委員会／規制庁の役割として、東京電力の作業が適切に行われていることを監視するというのが非常に重要な役割ですが、一方で現場は過酷な環境のもとで極めて困難な作業を進めているという思いもあって、重ねて警告を与えるという点で不十分なところがあったと考えています。

一方、今、RO（逆浸透）濃縮水の漏えいで、トリチウムを除く放射性物質が地層中を広がるのは、年単位の長期間かかると考えられますので、一方でトリチウムはもっと早く動きますけれども、対処するには、基本的に、当初の計画では6月の下旬に予定をされていた保管用タンク設置の前倒しなど、より堅牢な、持続可能な計画の実施を強く求めていくことにならざるを得ないと思います。

さらに、今回漏えいしたRO濃縮水の貯蔵のみにとらわれてしまうことなく、一方で、東京電力福島第一原子力発電所には、例えば、タービン建屋であるとか、トレンチであるとか、さらにセシウム等も除去していない、まだ手つかずの汚染水も大量に残っていることから、これらのリスクの要因についてもきちんと監視を強化して、東京電力に対して十分な警告、注意喚起を行っていきたいと思います。

より長期的には、このRO濃縮水に関しては、多核種除去装置、ALPS（アルプス）と呼ばれる装置によって、トリチウムを除く放射性核種を取り除いて、同じ貯蔵するにしても、漏えい時の影響が格段に小さい状態に持っていくことが急がれますけれども、一方で、多核種除去装置で取り除いた放射性核種のスラリーであるとか、フィルター類、より放射性核種の濃度が高くなるに高い、高濃度の廃棄物が生まれます。これの管理のための、貯蔵のためのシステムにおいて、これまで少し落下試験等において不備があって、当初の予定よりも多核種除去装置の指導が遅れてしまった。これは、さらにもっと大きなリスクに対処するために、HIC（ヒック；廃棄物を移送・貯蔵する高性能容器）と呼ばれている、より濃度の高い放射性物質を貯蔵するための容器の強度に規制委員会として疑いを持ったために、さらに試験を重ねてもらっていたという背景があります。そのALPS装置もようやく1つのラインのホット試験に漕ぎ着けていますので、今後、A系、B系、C系と3ラインありますけれども、それぞれの試験を急いでもらって、より水に含まれる放射性物質の量を下げていくことになろうかと思っています。

さらに、処理済みの、基本的にはトリチウムだけを含む水の処理についても、この貯蔵管理方法など、最終的な水の処理に向けた計画についても速やかに堅牢な計画を進めていきたいと思っています。福島第一原子力発電所は、シビアアクシデントの発生によって極めて厳しい状況になっているので、安全の管理であるとか、リスク管理に当たって限界のある施設であることは事実ですけれども、よりリスクとして、より脅威として、危険性の高いところに集中的に資源を配分するといった適正な計画に関して、東京電力の計画に対する監視、注意喚起等を強化していかざるを得ないと考えています。

○田中委員長

ありがとうございます。

ほかの委員の御意見ありませんか。

私のほうから感想含めて少しお話ししたいと思えますけれども、今、更田委員が言いましたように、福島第一原子力発電所は通常の原子力発電所と状況が違って、こういったトラブルとか事故が起こる危険性は非常に大きいということをまず認識しなければいけないと思います。しかし、こういったトラブルが余りにも頻繁に続くことは非常に深刻でありますし、大変遺憾なことだという、一般の言葉では言えないような問題があります。特に、このトラブルは、一番の問題は、住民の方に非常に大きな心配をもたらしているということです。また、こういったことが続きますと、廃止作業の遅れにつながります。廃止作業は普通の事業と違いまして、リスクをできるだけ低減化していくということを速やかにやるのが基本ですので、こういったものが遅れるということは、やはり看過できないと私どもとしては見なければいけないし、そういう状況が起こっていることについては、今、更田委員からも若干反省の弁もありましたけれども、十分にこれを反省していかなければいけないと思っています。

それで、こういった事故を今後も多分完全に防ぐことができない可能性があります。その場合に、一番大事なことは、発電所の敷地外にこの影響を絶対に及ぼさないという対策を立てていただくことが大事だと思うし、それをきちっと見ていくことが大事だと思います。

それから、今、ALPSの話もありましたけれども、今、どうしても一番に大事なことは、溶けてしまった原子炉の燃料を冷やし続けることをやめるということは一番リスクが大きいわけですから、こういったことについてはどうしても続けなければいけません。そうすると、どうしてもこういった汚染水が出てくるわけで、これを長期的にどう対処するかというのを改めてここでもう一度計画を作り直していただくことが大事だと思っています。

その一方で、規制委員会としてどうするかということなのですが、今、資料1-2で2点御指摘・提案がありました。私はこれが非常に大事なことだと思います。とにかく、この福島第一原子力発電所は、繰り返しですけれども、不安定な状況にあることは間違いありません。様々なリスク要因がありますので、これを徹底的にもう一度ここで洗い直して、先ほどもありましたけれども、リスクの軽重をよく考慮した適切な対策を講じるように、事業者にもまず指示をし、それを規制庁としてもよく見ていくということをしていただきたいと思っています。

それから、福島第一原子力発電所については、とにかく廃止措置をきちっと進めるということも大事です。この廃止措置の責任は第一義的には事業者にあるわけですが、政府としても、担当部局であるエネルギー庁とよく相談して、協力して、政府一体となって今後の措置について取り組む体制を是非作っていただくよう、これは長官のにも、是非エネ庁ともよく話し合ってくださいようお願いしたいと思います。

それから、3つ目の問題として、ここにも書いてありますが、どうしても1F（東京電

力福島第一原子力発電所)の対応要因が、こういったトラブルが続いて、いろいろな意味で相当不足な状態になっていますので、これを増強していくということは大変大事なことだと思います。そういう意味で、規制庁としての体制を強化するという点についても、是非早急に図っていただくようお願いしたいと思います。こういうことで規制庁にはお願いしたいと思うのですが、是非よろしくお願いします。

○池田長官

わかりました。現在の指示を踏まえまして、資源エネルギー庁ともよく連絡をとりまして対応策を検討してまいりたいと思います。特に汚染水問題につきましては深刻な問題でございますので、資源エネルギー庁に今後の対応策をよく質した上で、規制委員会／規制庁としてどのような対応をとれるか、確認、規制、助言等でございますけれども、そういうあたりをよく検討してまいりたいと思います。

また、F1(東京電力福島第一原子力発電所)の体制につきましてでございますけれども、これにつきましては、直ちにF2(東京電力福島第二原子力発電所)からも増員をすることとしておりますけれども、あわせて総合的に考えてまいりたいと考えております。

○田中委員長

よろしく申し上げます。まだ1Fの状況は予断を許さない状況ですけれども、きちっと状況を把握しながら、適切に今後も対応したいと思いますので、よろしく申し上げます。それでは、今日のところはこれで終わりにいたしますけれども、4月12日に1Fの特定原子力施設監視・評価委員会がありますので、そこでも十分議論していただくようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○更田委員

明後日、金曜日にこの監視検討会を開催しますので、そこでも、RO濃縮水の貯蔵に限らず、リスク要因の洗い出しについて、また、その軽重について、議論をしていきたいと思っております。

○田中委員長

よろしく申し上げます。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は「原子力安全基盤機構の中期計画及び業務方法書の変更について」です。これは、先月の委員会で中期目標の変更を行いましたので、これを受けて原子力安全基盤機構から中期計画と業務方法書の変更認可申請があったものであります。片山総務課長から説明をお願いします。

○片山総務課長

総務課長の片山でございます。

お手元の資料2で御説明をいたします。今、委員長からございましたように、規制委員会の方で御議論をいただきました第3期中期目標の変更につきまして、財務大臣との協議が整いまして、3月29日付けで変更を決定し、これを原子力安全基盤機構に指示をしたところでございます。この指示を受けまして、機構の方から第3期中期計画の変更の認可

申請が来たということでございます。また、業務方法書についても、あわせて変更を行いたいという変更認可申請が来てございます。

主な変更点は2ポツのところでございますが、中期目標のときにも御説明を申し上げましたけれども、原子力規制庁から所管が原子力規制委員会ということになってございますので、こういった組織名称の変更。あるいは機構が防災資機材等の整備などを行う防災拠点、官邸ですとか、そういうところの追加という中期目標で行った変更を中期計画に反映をするという中身になってございます。

業務方法書の方でございますけれども、こちらは原子力規制委員会設置法、この中であわせて原子炉等規制法も改正されるわけでございますが、これが7月に施行されますと機構が行う検査業務の根拠になる原子炉等規制法の条文番号がずれるものですから、それを業務方法書に反映するという極めて技術的な中身ですけれども、それを反映するための変更認可申請が来ているということでございます。

今日お諮りをしてございますのは、この第3期中期計画の変更案についてお認めいただき、あわせて、これも財務大臣協議を実施する必要がありますので、この協議の実施についてお認めをいただくということ。それから、今、申し上げました業務方法書の変更案の認可についてお認めをいただきたいということでございます。

今日お認めいただきますと、今後の対応としては、中期計画の変更を財務大臣と協議し、それを受けて中期計画の変更を認可する。あるいは業務方法書を認可するということになります。よろしく願いいたします。

○田中委員長

ありがとうございます。

中身については事前に配っておいていただいて、一通り見ていただいていると思いますけれども、御意見等はございませんでしょうか。

特になければ、これで基盤機構の中期計画、業務方法書について承認するという決定をしたいと思うのですが、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○田中委員長

それでは、ありがとうございました。

次の議題は、同じく「原子力安全基盤機構の原子力規制委員会への提言等に係る基本方針等について」です。

これは3月27日の委員会で、規制委員会と原子力安全基盤機構の連携強化を行うことにして、前回の委員会から機構の理事に委員会に出席してもらっています。今後、機構から委員会にどのような提言報告、情報提供をしていただけるかについてまとめていただいたものです。

説明は、野口原子力安全基盤機構企画部長からお願いします。

○野口原子力安全基盤機構企画部長

企画部長をしております、野口でございます。

お手元資料3に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、最初に機構から今後の提言や報告につきまして、その方針を説明させていただきます。1. を御覧いただければと思います。3つの類型がございます。

1つが、提案、提言でございます。安全研究等の成果を踏まえた規制基準原案や規制の在り方の提言等です。

2つ目が、報告事項でございます。安全研究の実施計画、成果等や重要な組織運営等に係る事項の報告でございます。

3つ目が、情報共有でございます。規制に係る国内外の状況調査等の結果につきまして、定期的に御説明をすることを考えてございます。

別紙1に具体的に記載をしております。2ページ目を御覧いただければと思います。機構では、例えば規格基準や評価マニュアルなどにつきましては、CS（コード・アンド・スタンダード）レポートとしてまとめることとしてございまして、レポートを分類してございますので、わかりやすく提言、報告ができるよう工夫をしていきたいと考えてございます。

1ページに戻っていただきまして、「2. 今回の報告事項」でございます。3点ございまして、いずれも1. の（2）の重要な組織運営等に係る事項に当たるものでございます。まず最初が、平成25年度業務運営に関する計画でございます。先ほど中期計画の審議がございましたけれども、これは年度ごとに定める年度計画でございます。計画につきましては、3月29日付けで届出済みでございます。ポイントは4点ございますので、御説明をさせていただきます。

1点目が、規制委員会／規制庁との連携を強化するための仕組みを構築するということ。

2つ目が、拡散シミュレーション不備等に対する再発防止策の確実な実施と、リスクマネジメントを含みます経営機能のさらなる充実・強化を図るということ。

3点目が、重大事故対策の強化など、新たな規制制度への対応に取り組むこと。

4点目が、安全文化の醸成活動への組織を挙げた取組を行うことでございます。

概要につきましては、別紙2に取りまとめてございます。3ページ目を御覧いただければと思います。

3ページ目の中ほど以下でございますが、主な計画ということで概要をまとめてございます。先ほど御説明をいたしました4つのポイントの1番目につきましては、連携の強化ということでございますが、例えば検査等の業務でありますと、このページの一番下のところでございますが、検査手法や不適合事象への対応の在り方、検査要領書の記載事項など、検査実務の実効性の向上につきまして、原子力規制庁と共同で検討していくこととしてございます。

ポイントの2番目の経営機能のさらなる充実強化につきましては、5ページ目を御覧いただければと思います。一番上のb. 組織運営のところでございますが、①機構内のリス

クマネジメントシステムを構築するという計画でございます。

戻っていただきまして、1ページ目でございます。報告事項の2番目と3番目でございます。組織の行動規範の見直しと組織体制の見直しでございます。いずれも4月1日に見直しを行ってございます。

まず、行動規範につきましては、従来から行動規範を定めてございましたけれども、規制委員会の組織理念が定められたこと等に鑑みまして、また、技術支援機関としての公平性、独立性・透明性を確保して、安全文化を浸透・定着させ、職員が先見性を持って自ら抽出した課題に積極的に取り組むため、所要の変更を行いました。

3番目の組織体制の見直しでございますけれども、原子力システム安全部と緊急事態対策部に分かれておりましたシビアアクシデントの調査・研究業務等に一元的かつ一貫して対応しますとともに、組織のマネジメント強化を図るため、原子力システム安全部に原子力安全評価室を新設をいたしました。詳しくはそれぞれ別紙3、4にまとめてございますので、御覧をいただければと思います。

説明は以上でございます。

○田中委員長

ありがとうございました。

これから実際に私どもが審査あるいは検査をしていく上で、技術的に非常に大きな力として御協力をいただかなければいけないということで、今は基本的な考え方を御説明いただきましたけれども、福島理事から何か補足はございませんでしょうか。

○福島理事

今、御説明しましたこの基本方針に基づいて、私どもとして御提言、御報告する中身をちゃんと位置付けとか意味合い、そういうものを明確にして、それが規制の高度化にしっかりと反映していただけるように、発信側としてもわかりやすく報告していきたい。これを定期的に進めていけるように努めてまいりたいと考えております。

○田中委員長

ありがとうございます。

それでは、更田委員、どうぞ。

○更田委員

原子力安全基盤機構、JNESからは従来も例えばですけれども、電源喪失時の原子力発電所のリスク評価であるとか、停止時の原子炉におけるリスクの評価であるとか、規制に反映すべき有益な報告なり報告書であるとか、成果が届けられているところであります。

今後もそういった成果が生まれることを期待しているわけですが、これはJNES側の体制だけではなくて、規制委員会や規制庁が、JNESが発信する提言であるとか情報をいかに規制に反映をさせていくかという問題でもあって、これは双方における体制なり、姿勢の検討が必要なのだと思っています。

もう一点、今後ともに原子力安全基盤機構に関しては、そこでその評価や解析に当た

る人たちの技術的能力を高め、更に士気を高めていく必要があると思うので、こういった報告書であるとか成果の発信に当たっては、なるべく固有名詞が見えるように、その成果を挙げた個人の名前が表（おもて）に現れるような、そういった運用をしていただきたいと思えます。

今後、安全性向上のための評価書、いわゆる FSAR といったものを制度として運用していき、個々のプラントのリスク評価の結果、更にはリスク情報に基づいた規制を進めていくためには、原子力安全基盤機構における確率論的リスク評価技術の向上、その能力の向上というものが極めて重要になってきますので、これは規制委員会／規制庁、原子力安全基盤機構双方における課題として一体的に議論を行い、必ずその高い評価技術が得られるように私自身も努めていきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○田中委員長

ありがとうございました。

実は今までの原子力安全基盤機構、JNES の持っている所掌のほかに、私どもが今回、文部科学省から入ってきた保障措置とか放射線モニタリングとか放射線障害防止法に関係するところもございませう。こういったところの専門性、専門的な人材とか知見を今後どう活用するか。活用するという言い方はあれですけども、その辺についても、引き続き御相談をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

私は特に専門性、結局、絶えずこれから安全性を向上させていく上での基本的なベースになるのが専門性だと思えますので、高い専門性をどう培っていくかということが大変大事だと思っております。そのあたりも含めて御意見をいただければと思えます。

○中村委員

今、更田委員から言われましたように、私もこの JNES そのものを専門家集団と位置付けております。したがって、専門家有識者の御意見として拝聴したいと思っておりますので、その裏返しとして責任を持った、そういう立場での御発言をいただきたい。今、名前が見えるようにと更田委員はおっしゃいましたけれども、それが組織としてのクレジットではなく、その信頼性のクレジットになりますので、そういった高い見地からの御意見を尊重したいと思えますし、それも期待しておりますし、それを共同の一つの輪として両輪という形で、規制庁もそうですけれども、私も規制庁の職員にも専門家としてのクレジットとして意見を求めています。

同じように JNES の方々にも、それだけの責任を持った態度で、責任を持った発言をしていただけるように、あるいは情報発信していただく、あるいは育成をしていただくという立場で、今後とも御協力をお願いしたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○福島理事

承りました。しっかりとやっていきたいと思えます。先ほど御説明しました研究レポート、RE レポートというものには、既に研究者の名前を冒頭に明確にしまして、公表するようにもしております。そのほかのレポートについても、今、御指摘をいただきました

ので、適切なやり方で、私たち専門家としての説明責任をしっかりと果たせるようにやっ
てまいります。ありがとうございました。

○田中委員長

島崎先生、いかがですか。耐震安全部という耐震そのものの組織を持っているのは、多
分我が国では JNES くらいしかないのではないかと私の記憶ではあるのですけれども。

○島崎委員

今後大いに期待しております。ちょっと余計なことを申し上げますと、透明性というも
のは、こういう異なる組織が一体として仕事をするときに非常に重要で、専門性が高いと
いうことは重要なのですけれども、ある意味いろいろな略語、先ほどの FSAR とか一般の人
が聞いても何だかわからない。それを多少、更田委員は絵もつけて、わかりやすく説明し
ていただきましたけれども、そういう形で専門性を高めると専門用語が飛び交って、ある
意味、透明性がなくなるというか、そういうことがあります。

それで細かいことですが、レポートに CS とか RC とか RE とか EV とかつけていま
すが、これは本当に必要なのかという気もします。ある意味、仲間内の言葉をどんどん作
っていくと、それは透明性を低くすることになりますので、なるべく一般の方にもわかる
ような言葉を使って済むことであれば済みますように、お互い組織同士、組織の中の方言み
たいなものがどんどん作られていくことのないように、なるべく共通語で話すようにして
いただけたらと、我々も気をつけますけれども、よろしくお願いします。

○田中委員長

では、よろしいですか。

それでは、今後ともどうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

次の議題は「原子力災害対策指針（改定原案）について」です。これまでも指針は何度
か提案してきましたけれども、2月27日に改定しました、適宜積み残しになっていました
緊急時モニタリング、ヨウ素剤の配布・扱いですね。そのことについての改定であります。

その改定について、金子原子力防災課長、室石監視情報課長から御説明をお願いします。

○金子原子防災課長

原子力防災課長の金子でございます。

お手元の資料4-1「原子力災害対策指針（改定原案）のポイント」、資料4-2に実際
の指針の案文をつけさせていただいております。

今、委員長から御紹介がありましたように、緊急時モニタリングの在り方につきまして
は、昨年来、検討チームを開催して、その内容について検討を行ってきた内容を今回、指
針の案としてまとめさせていただいたところでございます。

また、安定ヨウ素剤の事前配布の方向性につきまして、前回の改定の際にお決めいた
だきましたけれども、具体的な手順について厚生労働省等と関係省庁と協議を進めてまいり
まして、このたび明らかにする状況になりましたので、この2点について、指針の形で取
りまとめさせていただこうと思っているものでございます。

緊急時モニタリングの在り方については、室石課長の方から御説明させていただきます。

○室石監視情報課長

監視情報課長の室石でございます。

「緊急時モニタリング等の在り方」でございます。当該内容につきましては、中村委員を主査といたします検討チームで5回にわたり検討を行いまして、最終的に指針に盛り込むべきポイントを策定いたしております。その結果を踏まえて、今回の災害対策指針の改定案文を作っております。また、指針で書き切れない細かい内容につきましては、今後、マニュアルに書き込んでいくという予定としております。

そもそも緊急時のモニタリングにつきましては、従来は道府県が行うとなっております。国というのはこれを支援し、原子力事業者はこれに協力するという立場でございました。これが24年9月の防災基本計画の改定で、国、地方公共団体、原子力事業者が実施するというように三者並列で書かれるようになったということから、この三者の役割はどのようなものか。実施体制や運用方法等、具体的に明らかにする必要性が生じていたということで、今回の改正内容はそれに応えるものということでございます。改正のポイントとして、資料の方で3つポツがございます。

最初のポツですが、先ほど申し上げました三者、国、地方公共団体、原子力事業者の関係でございますけれども、国の統括のもとで地方公共団体、原子力事業者に関係している公共機関、そういったものが目的を共有して、それぞれの責任を果たしながら連携する体制をとっております。

目的というのは、これは本文に書いてございますけれども、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集、OIL（運用上の介入レベル）に基づく防護措置の実施の判断材料の提供、原子力災害による住民と環境への放射線影響の評価材料の提供にあるとしております。

2番目のポツでございますが、これは事前措置でございます。まず、国は緊急時モニタリングセンターの体制を準備するとしております。緊急時モニタリングセンターは発災時に立ち上げるというものですので、普段、形はないのですけれども、それをすぐに立ち上げられるように準備を国が地方公共団体の協力を得ながら行っていくということになります。また、ここでは書いておりませんが、本文では、モニタリングセンターの指揮は国が執るといったことまでも記述しております。

国が要員・資機材の動員計画を作成するというところでございまして、発災時には現場に向けて、人や機材を送り込んでいくということになりますが、例えば初期の段階で各省庁からそれぞれ何名、どういう装備や機材を持って現場に向かうのか。そういったことをあらかじめ決めておくといったものです。

また、地方公共団体は緊急時モニタリング計画というものを作る。これは今でも既に各道府県で策定をしておるものがございますけれども、そういったものを定めるということとしております。

3番目のポツですが、発災後に国が緊急時モニタリング実施計画を定めるとしております。この実施計画は現地で行われるべきモニタリングの項目や場所、実施者を具体的に書き込んだものでございます。これを国が定めるというものです。最初のポツで述べました、国が統括するという意味からも、こうした実施計画を定めるというのを国ということとしたものでございます。

また、2ポツで述べましたように、モニタリングセンターがモニタリングを実施することになるわけですが、その結果については、国が解析、評価、公表を一元的に実施すると決めております。図1の方では、ただ今申し上げたような内容について、全体を俯瞰したものとして作っております。順序がわかるかといいますか、事前措置とか実施の順序、そういったものがわかるようになっておりますので、御参考にいただければと思います。

説明は以上です。

○金子原子力防災課長

続きまして、安定ヨウ素剤の配布方法につきまして御説明いたします。資料4-1の4ページ目を御覧いただければと思います。

今回は、特に事前配布につきましては、医師法や薬事法等の法制と齟齬のないような形で手続を作って配布をしていただくことが必要ということで、その手続を明らかにしたものでございます。特にPAZ（予防的防護措置を準備すべき区域）内につきましては、おおむね5キロの範囲で地域防災計画の中で指定をしていただきますけれども、事前配布を前提に対処していただく。

4ページが一番下にありますが、PAZの外につきましても、これは従来どおり自治体が備蓄しているものを必要なときに配布するというのが原則ではございますが、実際に配布をその際にするのがなかなか難しいといったような地形的な事情、あるいは集落の在り方、そういったものがございまして、そういったところにおきましても受け取りが難しい場合には、事前の配布もできるようにしようということで手続を整備してございます。

簡単に手続の流れだけ資料に沿って申し上げますけれども、地方公共団体が安定ヨウ素剤の用意をまずしていただくということで、それを住民向けの説明会などを開いていただいて、取扱い上の注意、服用の仕方あるいは保管の仕方、こういったものについて、きちんと医師からの御説明をいただくというのが前提でございます。

その上で住民の方に必要な分をお渡しをして、緊急時に備えて保管をしていただくということでございます。その際に万が一のアレルギー症状でありますとか、ショック症状みたいなものが事前に把握できる範囲で把握をしていくという意味で、調査票などを用いまして、過去にそういったことがなかったかどうかということを確認しながら、できるだけの把握をする努力をしていただくのもあわせて書かせていただきました。

住民の方々は、その事前配布を受けたものを保管をしていただくわけですが、緊急時におきましては、避難の指示と同時に服用して逃げていただくというような形で運用

することを前提してございます。ポイントは以上でございます。

この後の手続でございますけれども、今回この案を御了承いただきますれば、本日からパブリックコメントに付するという形で開始をさせていただいて、1か月後、パブリックコメントの締め切り、その後、最終的にそれを踏まえた最終的な案をもう一度、委員会にかけさせていただくというようなことを予定しております。

以上でございます。

○田中委員長

ありがとうございました。

これで指針の方は大きなところは、ほぼ決まったと考えてよろしいですかね。

中村委員、どうぞ。

○中村委員

指針が何段階にもわたって改定されましたのは、今、緊急時モニタリング、安定ヨウ素剤、こういった案件に関しましては、なるべく誤解がないように、特にこの2つの案件に関しては、福島原発事故の際にいろいろなミスリーディングとか、あるいは情報の開示、受け渡しといったようなもので相互に齟齬があり、統一されていないことがありましたので、この2つに関しては時間を少しずらしましたけれども、検討を後回しにさせていただきました。

実際問題として指針そのものが全部でき上がったわけではなく、指針は最初から申し上げましたように、新しい知見が得られ次第、また、変えていくものではありませんけれども、とりあえず指針という形でかなり最終の段階まで来て、これをもとに、あるいは既にもう期限としては3月18日にはなっているのですが、その段階でそれぞれの計画を立てていただいて、防災の計画を立てていただく上での最後の詰めと考えていただければと思っております。

こういった形で計画を立てていただく上で、やはりこういうところが問題であるとか、あるいは計画がなかなか立てにくいとかいったようなものに関しましては、もちろんパブリックコメントで御意見をいただき、貴重な御意見をいただいた上で、それを反映していきたいと思っていますし、また、この後でそれができ上がった後でも、あるいはやっている途中でも、その上でも私どもの規制庁や規制委員会に届けられた御質問と、計画を立てるに当たっておわかりにならない部分、あるいはわかりにくい部分といったようなものに対しても、規制庁の職員全員がそれに対してお答えをするような体制は整えておりますし、また新たな質問が来た場合にも、それを全ての地域の方々に共有できるようなQ&Aといったようなものも作成中であります。

したがって、この計画は少なくともその計画を作り、それが訓練等で実行された上で、より実効性が高いものになっていきますので、指針はこれが最終というものではなく、計画もそれが最終というものではありません。どんどん改定して、あるいは改善していくものでありますので、そういう形でスケジュール感といったようなものをとらえていただ

ければと思っております。

○田中委員長

ありがとうございました。

ほかによろしいですか。以前から申し上げていますが、この指針に沿って防災計画を作っていただくのは、県とか市町村、各自治体でありますので、そういったところで、具体的に策定する過程でいろいろな意見が出てくることについてはきちんと対応するというので、従来どおりの方針で進みたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、これでパブリックコメントの募集を始めるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田中委員長

それでは、よろしくお願いします。

次の議題は「安全目標について」です。

これまで本委員会で4回議論をさせていただきました。おおよそ前回、申しあげましたけれども、ほぼ大体大きなところはまとまってきたということで、規制庁に取りまとめの整理をお願いしたので、まずその説明を山田技術基盤課長からお願いしたいと思います。

○山田技術基盤課長

前回、御指示をいただきましたことを踏まえまして、文章にまとめたものを各委員に御覧いただいて、まとめたものが資料5でございます。1枚でございますので、読み上げさせていただきます。

「安全目標に関し前回委員会（平成25年4月3日）までに議論された主な事項」。

①平成18年までに旧原子力安全委員会安全目標専門部会において詳細な検討が行われており、この検討結果は原子力規制委員会が安全目標を議論する上で十分に議論の基礎となるものと考えられること。

②ただし、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、放射性物質による環境への汚染の視点も安全目標の中に取り込み、万一の事故の場合でも環境への影響をできるだけ小さくとどめる必要がある。

具体的には、世界各国の例も参考に、発電用原子炉については、事故時のセシウム137の放出量が100テラベクレルを超えるような事故の発生頻度は、100万炉年に1回程度を超えないように抑制されるべきである（テロ等によるものを除く）ことを、追加するべきであること。

③バックフィット規制の導入の趣旨に鑑み、現状では安全目標は全ての発電用原子炉に区別なく適用するべきものであること。

④安全目標は、原子力規制委員会が原子力施設の規制を進めていく上で達成を目指す目標であること。

⑤平成25年3月6日の原子力規制委員会に提出された論点のうちの残された論点に関する議論を含め、安全目標に関する議論は、継続的な安全性向上を目指す原子力規制委員会

として、今後とも引き続き検討を進めていくものとする。

以上でございます。

○田中委員長

ありがとうございました。

繰り返しですけれども、安全目標というのは、リスクをゼロにするという考え方はとれないということです。それから、今後、安全を継続的に向上させるという考え方の基本として、持ちましょうということで、議論をさせていただきました。

これについて、こういう整理をさせていただいていますけれども、今日できれば取りまとめをしたいと思うのですが、御意見をお願いします。

更田委員、どうぞ。

○更田委員

資料5ですけれども、これまでの議論を正確にまとめていただいていると思います。ここに書かれているとおりでと思います。

基本的に安全神話の復活を許さないと繰り返し言っていますけれども、原子力施設を利用し続ける限り、そこに原子力施設が存在する限り、リスクは決してゼロにならないということを明示的に示すという意味で、安全目標の議論は非常に意味のあることだと思っています。

今後は規制の要求であるとか、事業者における実際の活動が安全目標にかなったものになっているかどうか。これは確率論的リスク評価に負うところが随分大きくなりますけれども、個々の施設であるとか、規制の要求内容が適合したものであるかということを確認していく作業というのが、非常に重要であると考えています。

○田中委員長

ほかにございますか。島崎委員、どうぞ。

○島崎委員

この内容で結構であると思います。

コメントとしては、これによって、いろいろな議論の共通となるような土俵ができた、非常に重要な一歩だと私は思っています。これまで基準地震動を超えるような地震がたびたび起きたり、最後には地震・津波によって、福島第一原発の甚大な事故になったわけですが、長い間、同じような方が審査を務められていたということが、1つの原因だと思っておりますが、その人たちの間にも何らかの基準が暗々裏のうちにあったんだと思います。例えば外からこういう場合を考えなくていいかという意見を申し上げると、そこまでは考えなくていいんだ。実際に書かれていないし、数値もわからないけれども、何らかのものを持っていらした。おそらくその基準が、今から考えると、リスクを甘く見ていたのではないかと。30年だとか、50年だとか、原子炉がある間に起こらなければいいんだという甘さが、そこにはあったのではないかと思います。

そういう議論の共通の土台となるような安全目標があるわけですから、どこまで考えな

ければいけないのかという議論をするときに、その土俵自体が、安全目標自体が人によって異なっていれば、まず安全目標をどうするかという議論から始めないと、結論に至らないわけです。安全目標が違っていれば、どこまで見るかということに関しては、当然違うわけで、安全目標の議論をせずに、どこまで見るか、どこまで見るべきだ、そこは見なくても大丈夫だという議論をしても、始まらなかったわけですけれども、そういう意味で、きちんとした議論ができる共通の土俵ができたということで、重要な一歩だと思っております。

○田中委員長

ありがとうございました。

中村委員、お願いします。

○中村委員

人間が科学技術を使っている以上、リスクをゼロにできないということは、十分に認識をしなければいけないということだと思います。したがって、日本はリスクと安全の使い分けが非常に不得手で、実際に安全目標というのは、リスクを限りなくゼロに、しかし、ゼロにすることはできないわけですけれども、限りなくゼロに近いように努力をし、闘い続けていくというのが、安全目標だと思っております。安全目標を立てるということ、リスク目標を立てること、リスクを限りなく小さくしていく、限りなくゼロに近づけていくという努力は、私たち規制委員会だけではなくて、ここにいらっしゃる、少なくとも原子力等に関与している人たち全員が、共通して持たなければならない意識であり、目標であり、闘うため、あるいは努力するための目標であります。したがって、これは規制委員会あるいは規制庁、この場で議論を続けるということもありますけれども、全体が共有をしなければいけないので、この段階で、この定例の委員会で論じたことそのものが、非常に貴重な機会だと思っております。

同時に、一番最初の東電の事故、あるいはトラブルにも関係していますように、安全目標、リスクに対する考え方というのは、先ほどから申し上げていますように、私どもだけではなくて、事業者そのものが、安全目標、リスクに対する考え方をきちっと捉えなければ、私どもが規制をしている意味は、全く何の手だてにもなりませんので、ここで論じていることは、この場にいる方だけでなく、事業者も十分に共有して、同じ目標のために努めていく、努力をしていく。しかも、この努力と闘いは、半永久的に継続されるものであるということ、終わりはないけれども、とにかくそれに向かって闘うしかありませんので、それが安全目標に対して、ここで論じた、あるいはこの委員会で論じた1つの機会というか、いい時期だったと思います。

○田中委員長

ありがとうございました。

私としては、安全目標を持たない国というのは、原子力をやっている国では、例外的に日本だったわけで、ようやくこういうものを決める、こういうものを持つことができると

いうことは、やっとな国際的なレベルに近づいたというか、一歩だということです。これは事業者も国民も含めて、こういう考え方をとらないと、安全というのはなかなか担保できないんだということの一里塚だと思います。そういう意味で、この簡単な1枚紙ですけれども、この合意を是非うまく生かして、今後の安全の向上を図っていきたいと思います。

もしよろしければ、これで委員会の決定としたいと思います。

(「異議なし」と声あり)

○田中委員長

どうもありがとうございました。

最後の議題になりますけれども「原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備等に関する原子力規制委員会規則案等について」です。

これは前回の委員会で議論しました、本年7月施行分の新規制基準について、骨子案に基づき委員会規則などの形で条文化したものであります。ここに大量の資料・条文があります。かなり大部なものですけれども、山田技術基盤課長から、要旨・要点について、御説明をお願いします。

○山田技術基盤課長

それでは、資料6に基づきまして、御説明をさせていただきます。「原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(案)等に対する意見募集の実施について」でございます。

「背景」のところを書かせていただいておりますが、原子力規制委員会が設置されました平成24年9月19日から10か月以内ということですので、7月までに、原子力規制委員会設置法の附則17条に基づきまして改正がされます、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律につきまして、7月までに施行する必要がございます。

具体的には、規制基準を定める委員会規則等に係る規定、バックフィット制度ですとか、型式認証制度といった、新しく導入される制度にかかわる規定でございます。これらの規定を施行するために必要となります、関係する規則、内規等の改正及び制定を行うということで、それに関するパブリックコメントを実施するものでございまして、各種検討チームでの検討結果、規制庁内での作業を踏まえて、規則案を作成いたしましたので、これについてパブリックコメントを実施するということでございます。

「意見募集の実施」ということで、2つを実施させていただきたいと考えております。

1つは、行政手続法の命令等に該当するもの、具体的には規制基準、規制基準の規定内容の詳細に係る説明を行います解釈に関する文章です。これらにつきましては、行政手続法上、パブリックコメントを実施することが義務づけられておりますので、それに従いまして、行政手続法に基づくパブリックコメントを実施させていただきたいというものでございます。

もう一点といたしましては、行政手続法の命令等に該当するものでないもの、具体的には審査の手順、ガイド類、申請手続等に関しての解説を定めます文書でございます。これ

らにつきましても、今回一連のものということで、行政手続法に基づくものではございませんが、パブリックコメントを実施させていただきたいということでございます。

「今後の予定」といたしましては、意見募集を明日から30日間実施をさせていただきまして、パブリックコメントを取りまとめた上で、改めて委員会に御報告させていただいて、6月下旬から7月上旬に公布をさせていただいて、7月の施行に向けてということでございます。

それでは、別紙に基づきまして、具体的な規定、どのようなものがあるかについて、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

別紙1を御覧いただきたいと思います。

「1. 行政手続法に基づくパブリックコメントの対象文書」の一番最初のところに「委員会規則」とございます。これにつきましては、原子炉等規制法に基づきます実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則、こういった規則類に、制度に関する規定を追加するという内容でございます。

別紙4で、簡単にどういう項目が入っているかについて御説明させていただきたいと思っております。

別紙4の一番下のところに「I. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正」という記載をさせていただいております。

具体的な内容といたしましては「(1) 重大事故の定義」を規則で定めると、法律上規定されておりまして、この定義を追加いたします。

「(2) 発電用原子炉の設置許可申請書の記載事項の追加に伴う規定の整備」ということで、被ばく評価、事故評価に関して、設置許可の本文に記載をすることになってございますので、それに関する規定を追加いたします。

「(3) 変更の許可事項の一部届出事項化に係る規定の整備」ですが、従来、設置許可については、許可のみでございましたが、届出をすることができる項目が法律上手当をされましたので、その対象項目を規定するものでございます。

ちょっと飛ばさせていただきますが、3ページ目でございますけれども「(7) 重大事故対策等に係る保安規定の記載事項の追加」ということで、今回、重大事故対策、いわゆるシビアアクシデント対策が規制要求となりました。シビアアクシデント対策につきましては、設備だけではなく、手順書の整備、その他ソフト面が重要でございますので、この点については、保安規定に書き込むということで、規定を追加するものでございます。

「(10) 発電用原子炉主任技術者の選任要件の見直し」につきましても、シビアアクシデント対策として、発電用原子炉主任技術者の位置付けを明確化するという規定を追加するものでございます。

「(11) 特定機器の設計の型式証明及び型式の指定に係る規定の整備」ということで、これは型式認証制度に関する規定を追加するものでございます。

「(12) 発電用原子炉の運転期間延長認可制度の導入に係る規定の整備」を追加すると

いうものでございます

「(13) 発電用原子炉施設に対する安全規制の原子炉等規制法への一元化に伴う規定の整備」ということで、従来、電気事業法に基づいて行われておりました規制が、原子炉等規制法の方に入ってまいりますので、これに関連する規定を整備するということが、工事計画認可、使用前検査、燃料体検査、溶接安全管理検査、定期検査といった規定について、原子炉等規制法に基づく規則の方にも規定をするという内容でございます。

別紙1にお戻りをいただきたいと思っております。

別紙1の(4)から先につきましては、規制基準に関するもの、制度の運用に関して定めたものでございますけれども、規定が羅列のようなリストになってございますので、別紙2でそれぞれの規制のプロセス、どここの段階で使われるものを規定しようとしているかということ、参考にしていただきながら、御覧いただきたいということで、資料を準備させていただきましたので、こちらを御覧いただきたいと思っております。

こちらの方には、規制の手続の流れが書いてございます。

一番上が設置許可でございます。設置許可では、位置、構造、設備、安全評価、シビアアクシデントの有効性評価、技術的能力についての審査が行われます。

引き続きまして、真ん中辺りの段になりますけれども、後段規制ということで、工事計画の認可、各種検査、右側の方になりますが、ソフト面の規制ということで、保安規定の認可というプロセスになってございます。

それぞれについて適用する文書類ということで、まず設置許可に関するものとしたしましては、設置許可のすぐ下の左側にございますけれども、設置許可に関する許可の基準、その基準に関する解釈、検討チームで御議論いただきました火災防護に関しては、特別の規定を設けるということで、それに関する規定がございます。

研究開発炉については、火災防護はございませんけれども、相当する同じ規定を整備するということがございます。

右側の橙色の四角を御覧いただきたいと思っております。こちらの方は、技術的能力に関する設置許可段階における審査ということで、重大事故対策の技術的能力に関する審査内規を整備いたします。

同様のものは、研究開発炉についても整備をするということでございます。

真ん中の段の左側、工事計画認可、使用前検査の段階でございます。実用炉に関しましては、工事計画、使用前検査に際して基準となります、技術基準、技術基準に関する解釈がございます。

工事計画については、今回、新たに品質保証・管理に関して審査をすることになってございます。これに関する基準規則、その解釈というものがございます。

燃料に関する技術基準。その先、線量等の技術基準、燃料運搬に関する技術細目告示につきましては、技術基準から引用いたします、被ばく線量の制限に関する基準類、告示に関するものでございます。

それから、実用炉に関しましては、設置許可にありました、火災防護の規定を工事計画認可、使用前検査の段階に使うものについても規定をするということでございます。

研究開発炉につきましても、同様の規定類を整備するというところでございます。

同じように右側を御覧いただきまして、また橙色の四角でございますけれども、保安規定の認可に際しまして、保安規定の審査の内規を整備させていただきたいと思っております。

これは研究開発炉についても、同様でございます。

以上が審査基準関連の規定類でございます。

この下にぶら下がります、審査、評価のガイド類ということで、設置許可に関しましては、設置許可の基準の右側のところに、点線で囲んだ一連のガイド類を記載してございますけれども、火山、竜巻といった自然現象、シビアアクシデントの関係で、防止対策の有効性の評価ガイド、地震・津波の関係の調査、審査のガイド類、こういったものを整備したいと考えております。

その下の辺りに、ひとくくりで点線で囲んだものがございますけれども、これは工事計画の段階で用います評価方法のガイドということで、内部溢水、内部火災、制御室、耐震設計、耐津波設計に関するガイド類を整備させていただきたいと考えてございます。

それぞれ設置許可、工事計画認可、使用前検査の緑色の欄の右側、もしくは下側の方に(43)～(47)という文書類、一連のものを記載させていただいておりますけれども、これらにつきましては、それぞれの審査手続におけます解説の文書でございます。

一番最後、下の方に、発電用原子炉の運転の期間等とございます。こちらについても、この審査に関します手続の解釈・説明をいたします文書といたしまして、(48)(49)といった文書を整備させていただきたいと考えているところでございます。

これらの文書類につきましては、施行とあわせてということで、同時の施行を考えてございますけれども、基準類につきましては、一部バックアップ対策に関して、特別の取扱いということで、ここの部分につきましては、別紙3を御覧いただきたいと思います。

ここでは新規制基準において新たに要求する機能について、左側に書かせていただいております。これら全ての新しく要求されます機能につきましては、下の茶色っぽいところがございますけれども、7月中旬予定の施行時点から、必要な機能を全て備えていることを求めるということで、真ん中に黄色とか緑の欄がございますが、こういった対策については、7月から要求をするものでございます。

これに加えてということで、これらの対策の信頼性向上のためのバックアップ対策については、7月中旬予定の施行の5年後から求めるということで、施行から5年の期間のうちに実現することを要求するという内容としているところでございます。

この記載につきましては、先ほどの別紙4に文章で書かせていただいているものを、図の形でわかりやすくさせていただいたということでございますけれども、ここの部分につきましては、基準を定める規則の附則の部分で規定することを予定しているものでござ

います。

御説明は以上でございます。

○田中委員長

ありがとうございました。

これまで更田委員と島崎委員に御指導いただきまして、有識者の意見等も踏まえて、こういった成案を得たものでございます。今後これをパブリックコメントにかけて、最終的に7月に施行という段取りになりますけれども、更田委員、島崎委員から何か御意見がございましたら、お願いします。

特になければ、よろしいですか。

それでは、これでパブリックコメントをお願いします。

今日、予定した議題はこれで終わりですけれども、若干情報発信とか、利害関係者のコミュニケーションの在り方について、少し申し上げたいことがございます。新聞等の報道によりますと、先日、国会の原子力特別委員会で、国会事故調査委員会のメンバーから、規制委員会の新規制基準について、いろんな御意見が出されたようです。こういった批判は必ずしも私どもの考えを踏まえたものとは思われない、十分に理解しているとは思われませんが、こういった意見が出ることについては、我々の努力、理解活動が少し足りないということを示していると思います。

今後、様々な、先ほど島崎委員からも御指摘がありましたように、テクニカルワードも含めて、非常に難しい部分もあります。そういったことについて、今日も大勢の方がおいでになっているように、社会的関心も極めて高いところがありますので、今後、我々も含めて、規制庁職員も様々な説明をしていく必要があるかと思えます。これまでもいろんな形で努力はしてきておりますけれども、いかにこういった情報を正確に伝えるかということについて、引き続き努力をしていきたいと思えます。資料を作成するとか、Q&Aを作成するとか、そういうことを含めて、規制庁とも一緒になって努力していきたいと思えますので、各委員も御協力をよろしくお願いします。

○池田長官

承知いたしました。私どもでもその点は努力をしてみたいと思いますので、また御指導いただければと思います。

○田中委員長

それでは、今日の委員会はこれで終わります。どうもありがとうございました。